

千葉県告示第1034号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第4項の規定により指定管理者を指定したので、同条第6項の規定により告示します。

令和4年12月28日

千葉市長 神谷俊一

1 施設の名称

千葉公園総合体育館  
千葉公園第1駐車場

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

スポーツクラブNAS株式会社  
代表取締役 柴山 良成  
東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

3 指定期間

千葉公園総合体育館  
令和5年4月20日から令和8年3月31日まで  
千葉公園第1駐車場  
令和5年8月1日から令和8年3月31日まで